

横須賀市報

第1876号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告示

- ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… 15231
 - ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… ”
 - ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について…………… 15232
 - ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について… 15233
 - ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について… ”
 - ◇指定特定相談支援事業者の指定について…………… ”
 - ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について…………… ”
 - ◇指定自立支援医療機関の指定について…………… 15234
 - ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について…………… ”
 - ◇除却広告物等の保管について…………… ”
 - ◇放置自転車等の移動について…………… ”
 - ◇道路区域変更及び供用開始について…………… 15235
- 公 告**
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… ”
 - ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… 15236
 - ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… ”
 - ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… ”

- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇住民票の職権削除について…………… ”
- ◇開発行為の工事完了について…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… 15237
- ◇開発行為の工事完了について…………… ”
- ◇債権差押調書の公示送達…………… ”
- ◇担保権設定等財産差押解除通知書の公示送達…………… ”
- ◇交付要求通知書の公示送達…………… ”
- ◇強制執行続行通知書の公示送達…………… ”
- ◇担保権設定等財産参加差押通知書の公示送達…………… ”
- ◇担保権設定等財産参加差押解除通知書の公示送達…………… ”
- ◇配当計算書の公示送達…………… ”
- ◇差押財産の売却について…………… ”
- ◇農用地利用集積計画について…………… ”
- ◇農用地利用集積計画について…………… 15238

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… ”
- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 13239
- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… ”
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… ”

告 示

横須賀市告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和5年11月27日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年11月1日	ケアリリーフ	横須賀市根岸町4丁目39番21号田中サンライズビル202	訪問介護	横須賀市森崎二丁目14番17号 NPO法人ケアリリーフよこすか 理事長 三浦 功
同	ケアステーションSteady	横須賀市津久井1丁目14番3号	訪問介護	岐阜県中津川市中津川2547番地の459 株式会社Steady 代表取締役 可 知 久美子

横須賀市告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和5年11月27日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年11月1日	だんらんの家 横須賀平成町	横須賀市安浦町1丁目9番地	地域密着型通所介護	横浜市西区中央一丁目28番10号 株式会社ライフ 代表取締役 野口 貴幸
同	太陽の家 公郷	横須賀市公郷町1丁目55番地2	認知症対応型共同生活介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
				横浜市青葉区みたけ台5番地10

同	花物語よこすか南	横須賀市長沢1丁目34番15号	認知症対応型共同生活介護	株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
---	----------	-----------------	--------------	-----------------------------------

横須賀市告示第 233 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事

業者として指定しました。
令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年11月1日	太陽の家 公郷	横須賀市公郷町1丁目55番地2	介護予防認知症対応型共同生活介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介
同	花物語よこすか南	横須賀市長沢1丁目34番15号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 234 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	特定非営利活動法人 コアラ横須賀	横須賀市湘南鷹取1丁目2番10号	訪問介護	横須賀市湘南鷹取一丁目2番10号 特定非営利活動法人コアラ横須賀 理事 高 崎 喜 文
同	NPO法人ケアリリーフよこすか	横須賀市森崎2丁目14番17号	訪問介護	横須賀市森崎二丁目14番17号 NPO法人ケアリリーフよこすか 理事長 三 浦 功
同	ケアステーションかもめ	横須賀市長沢1丁目26番10号	訪問介護	横須賀市長沢一丁目26番10号 有限会社オフィスしらと 代表取締役 白 土 和 雄
同	しんわ福祉サービス 訪問看護ステーション	横須賀市佐原4丁目8番23号	訪問看護	横須賀市走水二丁目5番6号 株式会社しんわ 代表取締役 森 かおり

横須賀市告示第 235 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	だんらんの家 OHANA 平成町	横須賀市安浦町1丁目9番地	地域密着型通所介護	横須賀市安浦町一丁目9番地 株式会社OHANA 代表取締役 佐 藤 稔
同	はくおうの里	横須賀市長沢1丁目34番15号	認知症対応型共同生活介護	横須賀市長沢一丁目38番4号 新星ハウス株式会社 代表取締役 石 渡 崇 大

横須賀市告示第 236 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	特定非営利活動法人 コアラ横須賀	横須賀市湘南鷹取1丁目2番10号	居宅介護支援	横須賀市湘南鷹取一丁目2番10号 特定非営利活動法人コアラ横須賀 理事 高 崎 喜 文

横須賀市告示第 237 号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
 令和5年11月27日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	しんわ福祉サービス訪問看護ステーション	横須賀市佐原4丁目8番23号	介護予防訪問看護	横須賀市走水二丁目5番6号 株式会社しんわ 代表取締役 森 かおり
同	太陽の家	横須賀市西浦賀6丁目1番1号	介護予防短期入所生活介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介

横須賀市告示第 238 号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
 令和5年11月27日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	はくおうの里	横須賀市長沢1丁目34番15号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横須賀市長沢一丁目38番4号 新星ハウス株式会社 代表取締役 石 渡 崇 大

横須賀市告示第 239 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。
 令和5年11月27日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	ケアステーションかもめ	横須賀市長沢1丁目26番10号	居宅介護	横須賀市長沢一丁目26番10号 有限会社オフィスしらと 代表取締役 白 土 和 雄
同	ケアステーションかもめ	横須賀市長沢1丁目26番10号	同行援護	横須賀市長沢一丁目26番10号 有限会社オフィスしらと 代表取締役 白 土 和 雄

横須賀市告示第 240 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定に

より、次に掲げる者を指定特定相談支援事業者として指定しました。
 令和5年11月27日
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年11月1日	相談支援事業所WiSH	横須賀市久里浜8丁目5番1号 I SAMUビル	横須賀市根岸町四丁目10番8号 株式会社WiSH 代表取締役 小谷田 啓 子

横須賀市告示第 241 号
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。
 令和5年11月27日
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和5年11月1日	小 川 智 道	外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	黒 木 秀 仁	心臓血管外科	心臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	坂 下 博 之	呼吸器内科	呼吸器機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地

同	前 田 幸 佑	循 環 器 内 科	心 臓 機 能 障 害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	栗 原 大 智	眼 科	視 覚 障 害	よこすか浦賀病院	横須賀市西浦賀1丁目11番1号
同	松 山 明 正	内科・循環器内科	心 臓 機 能 障 害	武山内科	横須賀市武1丁目20番17号ライフコート横須賀武山2F

横須賀市告示第 242 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和 5 年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自 立 支 援 医 療 の 種 類
令和 5 年11月 1 日	丘のうえ薬局	横須賀市ハイランド4丁目5番4号	薬局	育成医療及び更生医療
同	津久井浜ケアセンター 訪問看護	横須賀市長沢4丁目30番15号	訪問看護	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第 243 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和 5 年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 形質変更時要届出区域
横須賀市緑が丘28番1の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

横須賀市告示第 244 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間

はり札等	4	坂本町6丁目、東浦賀2丁目及び岩戸4丁目地内	令和5年10月2日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	3	衣笠栄町2丁目・3丁目地内		

- 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 245 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 5 年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 5 年10月 2 日から同月31日まで	台 58	台 2	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	5	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	29	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

同	2	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	7	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	1	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	22	8	田浦町1丁目、長浦町2丁目、安針台、吉倉町1丁目、汐入町4丁目、小川町、平成町1丁目、三春町2丁目、上町4丁目、公郷町2丁目、大矢部5丁目、森崎1丁目・2丁目、吉井3丁目、鴨居3丁目、東浦賀2丁目、粟田1丁目、長井1丁目・2丁目及び御幸浜地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	1	1	衣笠駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P野比駅第2自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第246号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年11月27日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
4,517	旧	秋谷1丁目19番地先から秋谷1丁目2番の1地先まで及び秋谷1丁目47番の6地先から秋谷1丁目713番の5地先まで	メートル 1.8～ 3.0	メートル 120.1
	新	秋谷1丁目18番の2地先から秋谷1丁目2番の1地先まで及び秋谷1丁目47番の6地先から秋谷1丁目713番の1地先まで	1.8～ 4.2	29.6

公 告

横須賀市公告第222号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和5年度	介護保険料納入通知書	10月分の納期限は、令和5年11月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第223号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律

第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているもので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和5年度	介護保険料	6月分	令和5年9月29日
		7月分	令和5年9月29日
		8月分	令和5年9月29日

(別紙略)

横須賀市公告第224号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているもので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和5年度	国民健康保険料決定通知書	6月分から10月分までの納期限は、令和5年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第225号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているもので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
令和4年度		減額分
令和5年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第226号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年4月30日 令1開第18号	令和5年10月25日 令5第7号	横須賀市秋谷1丁目43番23ほか8筆	横浜市旭区中希望が丘108番地11 有限会社中央ビルド 取締役 興 津 紀 子

横須賀市公告第231号 (令和5年11月21日 掲 示 済)

法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているもので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和5年度	国民健康保険料	6月分	令和5年7月28日
		7月分	令和5年8月30日
		8月分	令和5年9月29日

(別紙略)

横須賀市公告第227号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているもので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第228号 (令和5年11月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているもので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和5年度	後期高齢者医療保険料	8月分	令和5年9月29日

(別紙略)

横須賀市公告第229号 (令和5年11月14日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和5年11月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第230号 (令和5年11月14日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年11月14日

横須賀市長 上 地 克 明

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭

和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第232号 (令和5年11月21日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律

第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第233号 (令和5年11月21日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年11月21日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和5年4月3日 令4開第14号	令和5年11月10日 令5第8号	横須賀市秋谷字浜田5450番1ほか 2筆	東京都品川区上大崎4丁目1番1-2101号 池 川 義 輝

横須賀市公告第234号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第235号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の差押解除通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第236号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第237号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、強制執行続行通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第238号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担

保権設定等財産の参加差押通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第239号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の参加差押解除通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第240号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第241号 (令和5年11月24日 掲 示 済)

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第94条の規定の例により差押財産を公売するので、同法第95条及び第99条の規定の例により次のとおり公告します。

令和5年11月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第242号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目1303番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目3番2号
岸 則 泰
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目11番9号
嘉 山 悦 子

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林4丁目720番1、723番1、723番2、723番3及び764番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目1653番地
岸 和 幸
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林4丁目4番4号
鈴 木 征 子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林5丁目1690番及び1700番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目1番20号
永 野 茂 樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市久里浜5丁目14番9号
渡 邊 チサ子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市佐島3丁目1240番及び1245番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長坂4丁目5番5号
安 田 卓
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名1丁目13番20号
井 本 慶 司
横須賀市芦名2丁目18番43号
石 渡 康 子
横須賀市長坂4丁目5番15号
井 本 和 彦

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字馬込原77番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市久村589番地
山 田 孝 之
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷71番地
小 林 カノ子

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井3丁目922番1及び923番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井2丁目7番3号
水 野 久美子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井1丁目5番11号
高 木 久 徳

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井3丁目924番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井1丁目17番10号

角 田 茂

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井1丁目5番11号
高 木 久 徳

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名1丁目438番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名1丁目19番15号
井 本 貞 夫

記の9

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名2丁目2483番1
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名2丁目24番51号
高 橋 誠 子

横須賀市公告第243号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項及び改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、改正法附則第5条第1項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3621番1
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目7番17号
三 富 和 浩
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
三浦市南下浦町菊名14番地
出 口 喜代子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第43号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年11月27日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
644	サンメンテナンス株式会社	山本和紀	藤沢市辻堂太平台一丁目12番13号	令和5年10月26日	令和10年10月25日

横須賀市上下水道局告示第44号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。
 令和5年11月27日
 横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
22	有限会社鈴木設備工業	鈴木俊彦	横須賀市須軽谷329番地	令和5年10月27日

横須賀市上下水道局告示第45号 (令和5年11月27日 掲 示 済)

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、令和5年12月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和5年11月27日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
------------------	---------	---------	--------------

野比3丁目の一部	別図のとおり	分流式	横須賀市長坂2丁目2番2号 横須賀市西浄化センター
----------	--------	-----	------------------------------

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第46号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和5年11月27日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	届出年月日
須16	有限会社鈴木設備工業	鈴木俊彦	横須賀市須軽谷329番地	令和5年10月27日